

緊急対処事態に対処するための措置

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの(武力攻撃事態対処法第25条第1項)

【武力攻撃事態対処法】

【国民保護法】

攻撃の発生

緊急対処事態対処方針の策定(閣議決定)

- ・事態の認定
- ・当該事態への対処に関する全般的な方針
- ・緊急対処措置(攻撃の予防、鎮圧等、緊急対処保護措置)に関する重要事項

事後的に国会の承認を求める

緊急対処事態対策本部の設置(閣議決定)

緊急対処保護措置の実施

- ・住民の避難に関する措置
- ・避難住民等の救援に関する措置
- ・災害への対処に関する措置 等

の武力攻撃事態等における国民保護法上の措置を準用

・緊急対処保護措置を国の主導の下に実施

・財源措置等についても準用

対象とする事態の具体例

- ・原子力発電施設の破壊
- ・炭疽菌等を用いたテロ
- ・航空機による自爆テロ等